

令和 6 年 8 月 1 9 日

令和 5 年度 特別の教育課程の実施状況等について

滋賀県		
学 校 名	管理機関名	設置者の別
米原市立米原小学校	米原市教育委員会	公立

1. 学校における特別の教育課程の編成の方針等に関する情報

学 校 名	特別の教育課程の編成の方針等の 公表 URL
米原市立米原小学校	https://maibara-e-maibara.edumap.jp/

2. 学校における自己評価・学校関係者評価の結果公表に関する情報

学 校 名	自己評価結果の公表 URL	学校関係者評価結果の公表 URL
米原市立 米原小学校	https://maibara-e-maibara.edumap.jp/distinctive-activities	https://maibara-e-maibara.edumap.jp/wysiwyg/file/download/1/1604

3. 特別の教育課程の実施状況に関する把握・検証結果

(1) 特別の教育課程編成・実施計画に基づく教育の実施状況

- ・計画通り実施できている
- ・一部、計画通り実施できていない
- ・ほとんど計画通り実施できていない

(2) 実施状況に関する特記事項

(3) 保護者及び地域住民その他の関係者に対する情報提供の状況

- ・実施している
- ・実施していない

<特記事項>

3. 実施の効果及び課題

(1) 特別の教育課程の編成・実施により達成を目指している目標との関係

本校では、「柔軟な適応性をもつ小学校低学年から英語科を教科として位置付け、英語に慣れ親しむ学習を通じて、世界の多様な文化や人間を尊重する態度を育成するため」特別の教育課程を編成し実施している。児童の実態として、ほとんどの児童が英語に親しみを持つことができおり、ALT との交流も積極的である。これは、低学年からの英語教育の積み上げが一つの要因を成していると考ええる。一方で、「世界の多様な文化や人間を尊重する態度の育成」に関しては、まだまだ課題が多い。

(2) 学校教育法等に示す学校教育の目標との関係

6年間で積み上げた学習成果を活用する場面の設定として、例えば、本校6年生の修学旅行において、旅行先の見学地を訪れた外国籍の方々に向けて、学習した英語で話しかけ会話する活動を位置づけている。こうした活動は、学校教育法における義務教育の目標（第21条）に鑑みると、「学校内外における社会的活動を促進」し、「主体的に社会の形成に参画」することに資すると考える。

4. 課題の改善のための取組の方向性

3に示すような課題を踏まえて、今後はICT機器を活用した遠隔授業などを研究し、多様な手立てを講じながら、取組を進めていく必要がある。